

■ 運営規程

第1章 目的

第1条 本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため組織、運営等に関する事項を規定するものである。

第2章 役員等の任務

第2条 本会議所の役員等は、定款に定める事項の他、次の任務を有する。

(1) 理事長

- ① 本会議所の代表として対外的な発言をし、総ての事業の総括責任をもつ。
- ② 公益社団法人日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会及び理事長会議に出席し、本会議の有する表決権を行使及び意見の発表を行う。

(2) 副理事長

- ① 理事長と連携を密にして常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため一体となって努力する。
- ② 各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整をはかる。

(3) 専務理事

理事長及び副理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の運営並びに対外的な活動の為一体となって努力し、事務局及び総務委員会を統括する。

(4) 常務理事

理事長及び副理事長及び専務理事と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の運営並びに対外的な活動の為一体となって努力し、専務理事が統括する事務局及び総務委員会の補佐をする。

(5) 理事

- ① 理事は本会議所の目的達成のために事業を企画、検討、実施し且つその成果を確認する。
- ② 各理事の職務分掌に疑義の生じた場合は、理事会の決定にしたがう。

(6) 監事

- ① 監事は、本会議所の業務及び財産状況を監査し、必要ある時は理事長に報告書を提出しなければならない。
- ② 監事は、他の職務を兼務することができない。但し、直前理事長は、監事を兼務することができる。

(7) 直前理事長

- ① 毎回理事会に出席し、意見を求められたとき理事長経験を活かし処務、その他について必要な助言をする。
- ② 直前理事長は、監事を兼務することができる。

(8)顧問

- ① 必要に応じて理事会へ出席し、意見を述べる。
- ② 理事長経験を活かし、理事長の諮問に答え、必要な助言をする。

第3章 出席

第3条 下記の会合にあらかじめ届け出て出席した会員は、出席した旨を理事長宛文書で報告した場合、要出席回数および出席回数に各1回を加えて、報告書の受理された時に出席率を算出する。但し、主催側もしくは当該委員長の承認印を必要とする。

(1) J C I 諸会議

(2) 全国大会、各地区大会、各ブロック大会

(3) 各地 J C の認承認伝達式及び記念式典

(4) 会員会議所例会

(5) 数日間に亘って開催される会合は1回として扱う

2. 病気（要医師の診断書）及び海外出張のため長期間に亘り出席不可能な場合は休会として出席の義務を免除する。但し、休会届を理事長宛に提出し、受理された日より休会扱いとする。

3. J C 関係の公務のためにあらかじめ届け出て総会、例会、委員会及び理事会に欠席した場合は、出席したものとして取り扱う。

4. 正会員はすべての会合に出席する際には正服を着用し、J C バッジを佩用しなければならない。（但し、特例の会合で上衣を使用しない場合はこの限りではない。）

5. 会合の出席は規定用紙に署名する事を原則とする。

6. アテンダンス会員が、当該例会日の前後2週間以内に他会員会議所の例会に出席した場合、本会議所の例会に出席したものとみなされる。但し、年2回を限度とし、他会員会議所の証明資料を速やかに理事長宛に提出する。

第4条 例会は原則として、毎月第3木曜日に開催する。但し、当日が祭日となった場合、又は理事会において変更の必要があると承認された場合、当該月の前月以前の理事会において開催日を決定する。

第5条 定例理事会は、原則として毎月第2木曜日に開催する。

第4章 委員会

第6条 定款第40条の規定に基づき、ブロック大会実行委員会、会員開発委員会、社会開発委員会、青少年育成委員会、総務広報委員会の各委員会を設置する。別に必要のある時は、理事会の承認を経て特別委員会を設置することができる。

第7条 委員会には委員長1名、副委員長3名以内及び、委員を数名おく。委員長、事務局長及び会計担当は理事のうちから理事長が理事会の承認を経て委嘱し、副委員長及び委員は、正会員のうちから委

員長が理事会の承認を得て任命する。

第8条 各委員会の職務分掌は、次のとおりとする。

1. ブロック大会実行委員会
 - ① 第53回埼玉ブロック大会三郷大会広報に関する事
 - ② 第53回埼玉ブロック大会三郷大会企画運営に関する事
 - ③ 第53回埼玉ブロック大会三郷大会事業に関する事
 - ④ 創立45周年の準備に関する事

2. 会員開発委員会
 - ① 会員の意識向上、資質向上に関する事
 - ② 自己啓発、会員訓練、経営訓練に関する事
 - ③ 卒業式の開催
 - ④ 会員拡大に関する事
 - ⑤ 会員拡大会議の開催

3. 社会開発委員会
 - ① 地域社会の課題に向けた取り組みに関する事
 - ② まちづくりに関する事
 - ③ 市民まつりに関する事

4. 青少年育成委員会
 - ① 青少年育成に関する事
 - ② キャンプ事業に関する事

5. 総務広報委員会
 - ① 総会の設営及び運営（1月、9月、12月）
 - ② 事務局に関する事（事務局機能、記録保存、整理）
 - ③ 財務局に関する事（財務管理、記録保存、整理）
 - ④ 理事・役員会議及び諸会議の設営
 - ⑤ 広報に関する事
 - ⑥ 賀詞交歓会の開催
 - ⑦ 三郷青年会議所のホームページ及びSNSの管理

【共通事項】

- ① 会員拡大への協力
- ② 新入会員の受け入れ及び育成に関する事

- ③ フードパントリーへの協力と参加
- ④ 交通安全運動への協力と参加
- ⑤ 第 53 回埼玉ブロック大会三郷大会への協力と参加
- ⑥ 第 72 回全国大会東京大会への参加

第 5 章 褒賞

第 9 条 本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、団体及び、委員会に対して理事会の決定により褒賞を行う。尚、褒賞の方法等についてはその都度理事会で決定する。

第 10 条 年間例会出席率が 100%の会員は褒賞する。

第 6 章 細則

第 11 条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議を以て定める。

附則

本改正規程は、令和 05 年 01 月 01 日より施行する。

平成 26 年 04 月 11 日制定
平成 31 年 01 月 01 日改正
令和 02 年 01 月 01 日改正
令和 03 年 01 月 01 日改正
令和 04 年 01 月 01 日改正
令和 05 年 01 月 01 日改正